

平成 31 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省中小企業庁事業環境部財務課）

制 度 名	中小企業者等の法人税率の特例の延長											
税 目	法人税 法人税法第 66 条 租税特別措置法第 42 条の 3 の 2、第 68 条の 8 租税特別措置法施行令第 27 条の 3 の 2、第 39 条の 38 の 2											
要 望 の 内 容	<p>中小企業者等に係る法人税の軽減税率（年 800 万円以下の所得金額に適用。本則 19%・租税特別措置 15%）について、適用期限を 2 年間延長する。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="text-align: right;">平年度の減収見込額</td> <td style="text-align: right;">—</td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">(制度自体の減収額)</td> <td style="text-align: right;">(▲136,100)</td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">(改正増減収額)</td> <td style="text-align: right;">(—)</td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	—	百万円	(制度自体の減収額)	(▲136,100)	百万円	(改正増減収額)	(—)	百万円
平年度の減収見込額	—	百万円										
(制度自体の減収額)	(▲136,100)	百万円										
(改正増減収額)	(—)	百万円										

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的 中小企業は、我が国経済の基盤であり、地域経済の柱として多くの雇用を担う存在であることから、その活性化や競争力の向上を図るため、中小企業者等に係る法人税の軽減税率について、その期限の2年間の延長を行い、中小企業者等の経営基盤を強化する。</p> <p>(2) 施策の必要性 昨今の中小企業の業況は持ち直しつつあり、改善傾向にあるものの、景況感は業種や地域によってばらつきが見られ、海外経済の不確実性や人手不足、労働生産性の伸び悩み、後継者難等を背景とした経済の先行きの不透明さが指摘されている状況。外部経済環境の変化の影響を受けやすい中小企業にとって、このような現在の経済状況は予断を許すものではなく、引き続き、その経営基盤の安定・強化を図ることが喫緊の課題となっている。特に、消費税率は段階的な引上げの最中であり、2019年10月に更なる引上げが予定されているところ。消費税の転嫁が困難な中小企業にとって、消費税率の引上げは更なる資金繰りの悪化や利益の圧縮にも繋がり、ひいては我が国経済に大きな影響を与えるおそれがある。</p> <p>中小企業は我が国経済の基盤であり、地域経済の柱として、多くの雇用を担う存在であることから、中小企業者等に係る法人税の軽減税率の引下げにより、キャッシュフローの改善と財務基盤の安定・強化を通じ、その活性化や競争力の維持・向上を図ることが必要である。</p>											
<p>今回の要望に関連する事項</p>	<p>合理性</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="536 1167 695 1361"> <p>政策体系における政策目的の位置付け</p> </td> <td data-bbox="695 1167 1489 1361"> <p>中小企業・地域経済 事業環境整備</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="536 1361 695 1556"> <p>政策の達成目標</p> </td> <td data-bbox="695 1361 1489 1556"> <p>中小企業を取り巻く事業環境の先行きが不透明な中、厳しい経営環境の下で経営を行っている中小企業を支援するため、軽減税率引下げを含めた中小企業政策を一体的に展開することにより、中小企業の経営基盤を強化し、その成長力を高め、地域経済の活性化を図り、日本経済の自立的な経済成長に貢献する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="536 1556 695 1688"> <p>租税特別措置の適用又は延長期間</p> </td> <td data-bbox="695 1556 1489 1688"> <p>平成31年4月1日～平成33年3月31日まで（2年間）</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="536 1688 695 1850"> <p>同上の期間中の達成目標</p> </td> <td data-bbox="695 1688 1489 1850"> <p>中小企業関連税制等諸施策を通じて中小企業の経営の安定を図り、その活性化・競争力の強化を通して、日本経済の成長に繋げる。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="536 1850 695 2040"> <p>政策目標の達成状況</p> </td> <td data-bbox="695 1850 1489 2040"> <p>我が国経済の緩やかな回復基調の中、中小企業の資金繰りも改善しつつあるが、いまだ厳しい状況。海外経済の不確実性や人手不足、労働生産性の伸び悩みや後継者難等、先行きの見通しは極めて不透明な状態。こうした状況下においてキャッシュフローの改善や財務基盤の安定を図るためにも、軽減税率の引下げが必要。</p> </td> </tr> </table>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>中小企業・地域経済 事業環境整備</p>	<p>政策の達成目標</p>	<p>中小企業を取り巻く事業環境の先行きが不透明な中、厳しい経営環境の下で経営を行っている中小企業を支援するため、軽減税率引下げを含めた中小企業政策を一体的に展開することにより、中小企業の経営基盤を強化し、その成長力を高め、地域経済の活性化を図り、日本経済の自立的な経済成長に貢献する。</p>	<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>平成31年4月1日～平成33年3月31日まで（2年間）</p>	<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>中小企業関連税制等諸施策を通じて中小企業の経営の安定を図り、その活性化・競争力の強化を通して、日本経済の成長に繋げる。</p>	<p>政策目標の達成状況</p>	<p>我が国経済の緩やかな回復基調の中、中小企業の資金繰りも改善しつつあるが、いまだ厳しい状況。海外経済の不確実性や人手不足、労働生産性の伸び悩みや後継者難等、先行きの見通しは極めて不透明な状態。こうした状況下においてキャッシュフローの改善や財務基盤の安定を図るためにも、軽減税率の引下げが必要。</p>
<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>中小企業・地域経済 事業環境整備</p>											
<p>政策の達成目標</p>	<p>中小企業を取り巻く事業環境の先行きが不透明な中、厳しい経営環境の下で経営を行っている中小企業を支援するため、軽減税率引下げを含めた中小企業政策を一体的に展開することにより、中小企業の経営基盤を強化し、その成長力を高め、地域経済の活性化を図り、日本経済の自立的な経済成長に貢献する。</p>											
<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>平成31年4月1日～平成33年3月31日まで（2年間）</p>											
<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>中小企業関連税制等諸施策を通じて中小企業の経営の安定を図り、その活性化・競争力の強化を通して、日本経済の成長に繋げる。</p>											
<p>政策目標の達成状況</p>	<p>我が国経済の緩やかな回復基調の中、中小企業の資金繰りも改善しつつあるが、いまだ厳しい状況。海外経済の不確実性や人手不足、労働生産性の伸び悩みや後継者難等、先行きの見通しは極めて不透明な状態。こうした状況下においてキャッシュフローの改善や財務基盤の安定を図るためにも、軽減税率の引下げが必要。</p>											

	有効性	<p>要望の措置の適用見込み</p> <p>所得を有する全ての中小企業者等が適用対象となる（平成 28 年度「会社標本調査」によると、利益計上法人数は約 97 万社）。</p> <p>※参考：過去 5 年間の適用件数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 24 年度：704,491 件 ・平成 25 年度：744,488 件 ・平成 26 年度：793,337 件 ・平成 27 年度：843,278 件 ・平成 28 年度：888,592 件 <p>（出典）「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」等</p>
		<p>要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)</p> <p>平成 28 年度においては約 90 万者が利用。幅広い業種で利用されており、設備投資や賃上げなどの原資となる資金繰りの改善等の効果が期待できる。</p> <p>本税制措置が無くなった場合、設備投資や賃上げへの悪影響が懸念される。設備投資や賃上げなどの原資となる資金繰りの状況について、回復傾向にあるものの依然として厳しい状況。地域経済を支える中小企業の経営基盤を支える本税制措置は引き続き重要。</p>
	相当性	<p>当該要望項目以外の税制上の支援措置</p> <p>本特例と同様の政策目的に係る税制上の支援措置は存在しない。</p>
		<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p> <p>—</p>
		<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p> <p>—</p>
		<p>要望の措置の妥当性</p> <p>本特例は、経営環境の変化に特に影響を受けやすく、資金繰りの圧迫懸念がある中小企業者等の経営基盤強化を図るため、黒字企業のキャッシュフローを改善すると同時に、現状では 6 割を超える赤字企業に対しても、将来黒字化を達成した暁にはその法人税負担が軽減されることから、黒字化達成のインセンティブとなる。このように本特例は、政策手段としての的確であると言える。</p>
<p>果に関連する事項</p> <p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p> <p>【適用件数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年度：793,337 件 ・平成 27 年度：843,278 件 ・平成 28 年度：888,592 件 <p>【減収額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年度（19%→15%）：1,176 億円 ・平成 27 年度（19%→15%）：1,274 億円 ・平成 28 年度（19%→15%）：1,361 億円 	

		(出典：租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書)
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	租税特別措置法の条項：第42条の3の2、第68条の8 適用件数：888,592件 適用総額：34,021億円 ※平成28年度の適用状況
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	平成28年度においては約90万者が利用。幅広い業種で利用されており、設備投資や賃上げなどの原資となる資金繰りの改善等の効果が期待できる。 本税制措置が無くなった場合、設備投資や賃上げへの悪影響が懸念される。設備投資や賃上げなどの原資となる資金繰りの状況について、回復傾向にあるものの依然として厳しい状況。地域経済を支える中小企業の経営基盤を支える本税制措置は引き続き重要。
	前回要望時の達成目標	中小企業を取り巻く事業環境の先行きが不透明な中、厳しい経営環境の下で経営を行っている中小企業を支援するため、軽減税率引下げを含めた中小企業政策を一体的に展開することにより、中小企業の経営基盤を強化し、その成長力を高め、地域経済の活性化を図り、日本経済の自立的な経済成長に貢献する。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	我が国経済の緩やかな回復基調の中、中小企業の資金繰りも改善しつつあるが、いまだ厳しい状況。景況感や業種や地域によってばらつきが見られ、海外経済の不確実性や人手不足、労働生産性の伸び悩みや後継者難等を背景とした先行き不透明感が指摘されている。こうした状況下においてキャッシュフローの改善や財務基盤の安定を図るためにも、軽減税率の引下げが引き続き必要。
	これまでの要望経緯	平成21年度改正 創設 (本則22%・租特18%) 平成23年度改正 拡充 (本則22%→19%、租特18%→15%) 平成27年度改正 延長 (租特19%→15%) 平成29年度改正 延長 (租特19%→15%)